

自転車（自転車）の安全で適正な利用に向けた専門家会議  
報告書

令和元（2019）年7月



東京都都民安全推進本部

## 1 自転車の安全で適正な利用に向けた専門家会議の設置趣旨

### (1) 背景

都は、平成25年7月に施行した東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）において、自転車の利用に関し、東京都、自転車利用者等の責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進していくこととしている。

### (2) 会議の目的

自転車に関連する近年の交通事故の発生状況等を受け、自転車の安全で適正な利用の促進に向けて求められる対策等を検討するため、学識経験者や専門家の知見を取り入れることを目的として、自転車の安全で適正な利用に向けた専門家会議を設置した。

## 2 専門家会議の概要

### (1) 構成員

氏名	所属等
鈴木 春男	千葉大学 名誉教授
轟 朝幸	日本大学理工学部交通システム工学科 教授
矢ヶ崎 紀子	東京女子大学現代教養学部国際社会学科 教授
岸 郁子	四谷番町法律事務所 弁護士
北方 真起	Wa-Life Labo (わらいふラボ) 代表
左木 孝徳	ライトウェイプロダクツジャパン株式会社 企画室室長
新井 吾一	一般社団法人日本損害保険協会 南関東支部担当部長
新田 秀実	一般財団法人東京都交通安全協会 安全対策部部長

【事務局】 都民安全推進本部

## (2) 開催実績

### 第1回

実施日：令和元年5月29日（水曜日）15時半から17時半まで

場 所：東京都庁第一本庁舎 北塔34階 34A会議室

### 第2回

実施日：令和元年6月20日（木曜日）9時15分から11時15分まで

場 所：東京都庁第一本庁舎 北塔34階 34A会議室

#### 【会議概要】

第1回の会議では、都内の自転車に関連する交通事故の発生状況や自転車の利用状況等、それらに対する都の取組、国や他県の動向について事務局から説明した。その上で、自転車の安全で適正な利用の促進に向けて求められる課題等について委員から意見を頂いた。

第2回の会議では、第1回の会議で頂いた意見を、当面取り組むべき課題とそれ以外の課題に整理し、当面取り組むべき課題を中心に、都が取り組むべき事項について、委員の間で意見交換が行われた。

また、当面取り組むべき課題のうち、自転車損害賠償保険等への加入促進については、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償において、加害者側に高額な賠償命令が出ていることや、地方公共団体による自転車損害賠償保険等への加入義務を規定した条例制定をサポートするという国の方向性を踏まえ、条例による自転車損害賠償保険等への加入義務付けなど、自転車損害賠償保険等への加入促進について意見交換を行った。

## 3 都の現状

### (1) 都内の自転車事故の発生状況

- ・自転車関連事故件数は減少傾向にあったが、平成29、30年で増加に転じている
- ・全国と比較して、自転車関連事故が全事故に占める割合が高い
- ・全国と比較して、自転車関連事故の相手当事者としては自転車や歩行者の割合が高い
- ・自転車関連事故の当事者の半数には何らかの違反がある
- ・自転車関連事故における違反率は50%弱で横ばいで推移している
- ・高校生等の自転車関連事故件数が多い
- ・自転車事故死者数は減少傾向にある
- ・自転車事故死者の損傷部位としては頭部の割合が依然として高い

### (2) 都内の自転車利用状況（都政モニターアンケート結果）

- ・半数以上が自転車を利用している
- ・自転車の利用目的としては、買い物など日常的な利用が多い
- ・都内の自転車シェアリングの利用は拡大傾向にある

- ・自転車用ヘルメットの着用率は3%と依然として低い
- ・自転車の点検整備を行っている人の割合は約70%と高い
- ・自転車損害賠償保険等への加入率は約53%であり、20%が加入しているか分かっていない
- ・都民の約80%が自転車損害賠償保険等への加入を義務づけるべきと回答している
- ・子供がいる家庭では、子供への自転車用ヘルメットの着用率が70%弱と高い
- ・子供がいる家庭では、子供に対し半数以上が自転車の安全利用に関する助言を行っていない
- ・高齢者がいる家庭で、高齢者に対し自転車の安全利用に関する助言を行っているのは30%弱
- ・約60%の歩行者が自転車に接触されそうになった経験があると考えているのに対し、60%以上の自転車利用者が歩行者に接触しそうになった経験はないと考えている

### (3) 都の現在の取組

- ・自転車安全利用 TOKYO キャンペーンの実施
- ・自転車安全利用普及啓発用リーフレットの作成
- ・自転車シミュレータ交通安全教室の実施
- ・自転車安全利用宣言証の交付
- ・自転車用ヘルメットの普及促進
- ・民間企業と連携した自転車の安全で適正な利用に向けた取組
- ・高齢者向け自転車安全利用講習会の開催
- ・自転車安全利用指導員制度
- ・自転車安全利用 TOKYO セミナーの開催
- ・自転車安全利用推進事業者制度
- ・自転車安全利用サポーター制度
- ・自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助事業 等

## 4 意見の要旨等

### (1) 都内の自転車の安全で適正な利用の促進に向けた課題

#### <都が優先的に取り組むべき課題>

- ・自転車損害賠償保険等への加入促進
- ・免許を返納した高齢者に対する自転車安全教育
- ・ヘルメットや反射材等の安全器具活用促進

## ＜その他の課題＞

- ・各年齢層に応じた自転車安全教育の実施
- ・「自転車は車両である」ことの幼児期からの意識付け
- ・自転車安全利用指導員制度の応用
- ・訪日外国人に対する適切な日本の交通ルールの周知や保険の加入の促進
- ・自転車利用者と、民間事業者や行政等との連携強化

※ その他の課題については、東京都自転車安全利用推進計画の改定(令和3年度予定)に向けた検討を引き続きすすめていく。

## (2) 都が優先的に取り組むべき課題に対する具体的な対応策

### ア 自転車損害賠償保険等への加入義務付け

- ・都内の自転車関連事故件数は大幅に減少してきたものの、近年は増加傾向となっており、自転車を原因とした大きな事故が関東近県でも起こっていることから、自転車損害賠償保険等への加入促進に向けた取組が必要である。
- ・自転車事故が発生し、加害者に対して高額賠償が請求され、加害者が自転車損害賠償保険等に加入していない場合、加害者が自己破産し、被害者に賠償金が渡らないなど、双方の生活への打撃が大きくなる。
- ・被害者は加害者を選べないことから、自転車損害賠償保険等への加入を義務付けることにより、安定した賠償の確保が図られる。
- ・自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられることによって、自転車は車両であるという意識が高まり、そのことが自転車安全利用の推進に繋がる。
- ・自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられることによって、自転車損害賠償保険等に対する意識が高まり、自転車損害賠償保険等への加入促進に繋がる。
- ・以上から、都として自転車損害賠償保険等への加入を義務付けるべきである。
- ・条例改正による自転車損害賠償保険等への加入義務付けに当たっては、国の標準条例を参考にすべきである。

### (ア) 自転車損害賠償保険等に未加入であることに対する罰則

- ・自動車の場合は、民法の特別法として自動車損害賠償保障法を設けて、保有者(運行供用者)を賠償義務者とし、自動車検査登録制度等とリンクさせることにより、保険(自動車損害賠償責任保険)への加入を確認する機会がある。一方で自転車の場合は、民法により所有者ではなく運転者が賠償義務を負うが、運転者が自転車損害賠償保険等への加入しているかを確認する機会がない。
- ・自転車損害賠償保険等への加入を義務付けたとしても、自転車損害賠償保険等の加入証書を常に持ち歩くことは困難である。
- ・こうしたことから、自転車損害賠償保険等に未加入であることに対して罰則を

科すことに対する社会的コンセンサスがまだ得られていない。

- ・以上の観点から、自転車損害賠償保険等への未加入者に対する罰則規定は設けるべきではない。

#### (イ) 自転車損害賠償保険等への加入促進策

- ・自転車損害賠償保険等に未加入であることへのデメリットを科すのではなく、加入することのメリットを示して、保険加入を促進すべきである。
- ・自転車損害賠償保険等への加入の義務化とあわせて、自転車損害賠償保険等の選び方を示す必要がある。
- ・自転車損害賠償保険等は、所得や自転車の用途などに応じ、月額 100 円のものから年額 10,000 円のものや、掛け捨て型、示談交渉サービスが付帯するものなど多種多様であり、加入者それぞれの状況に応じた保険商品の選択が可能である。
- ・都としては、保険会社等の個別の保険商品を提示することは難しいと思われるが、他府県のように保険会社等と加入促進に係る協定を締結し、公平にホームページのリンクを提示することなどにより、周知を図るべきである。
- ・都においては、加害者がどの保険に加入していても被害者が最低限の保障は得られるよう、保険商品の内容を把握するなど、最低保障、公平性という視点を持つべきである。
- ・都において、自転車損害賠償保険等への加入率についてのアンケートを実施し、加入促進に活かしていくべきである。
- ・1 歳児健診のタイミングなど、時宜を得たタイミングでの普及啓発を行っていくべきである。
- ・チラシやホームページなどは有効な手段と思われるが、都民の側からの能動的なアクセスが必要な媒体である。自らそのような媒体にアクセスしない層や、企業や学校などとの接点を持たない層にも義務化が周知されるよう、スーパーマーケットやスポーツクラブなど、より身近な場所での広報も検討してほしい。

#### イ 免許を返納した高齢者に対する自転車安全教育

- ・現在、都が実施している高齢者向け自転車安全利用講習会について、大変有意義な取組である一方、より都民に近い区市町村等からの一層の協力が不可欠である。
- ・区市町村等と連携して、当該取組の拡大を図る必要がある。
- ・若いころから、自転車を使い続ける取組も必要ではないか。

#### ウ ヘルメットや反射材等の安全器具活用促進

- ・なぜ自転車用ヘルメットの着用が必要かを周知することで、自転車用ヘルメット着用についての意識変容を図るべきである。

- ・学校においてヘルメットデザインコンテストを実施することで、自転車用ヘルメットに対する愛着を持ってもらう取組を実施している他県の例もある。このような参加型の啓発を行うことが有効であると考えられる。
- ・ヘルメット、反射材いずれについても、デザイン性に優れたものを用いて、啓発を行っていくべきである。

## 5 今後の進め方について

都内の自転車に関連する交通事故の発生状況や自転車の利用状況等を踏まえると、自転車の安全で適正な利用の促進に向けて当面取り組むべき課題とされた事項への対策の強化は急務である。

都においては、4においてまとめられた本会議における意見を踏まえ、都が優先的に取り組むべき課題については、早急に対策を講ずるとともに、その他の課題についても、東京都自転車安全利用推進計画の改定（令和3年度予定）に向けた検討を引き続きすすめていく。

なお、自転車損害賠償保険等への加入促進については、現行の条例改正手続に早急に取り掛かり、自転車損害賠償保険等への加入義務化を実現し、より一層の自転車の安全利用を推進していく必要がある。